

四日市市議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 27 年 5 月 18 日

四日市市長 田 中 俊 行

四日市市条例第 31 号

四日市市議会委員会条例の一部を改正する条例

四日市市議会委員会条例（昭和 42 年四日市市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>（常任委員会の名称、委員定数及びその所管）</p> <p>第 2 条 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。ただし、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 96 条第 1 項第 5 号の規定に基づく契約に関する事項の所管は、当該契約に係る予算を所掌する部課等を所管する常任委員会とする。</p> <p>(1) 総務常任委員会 <u>8 人</u> アからコまで（略）</p> <p>(2) 教育民生常任委員会 9 人 アからウまで（略）</p> <p>(3) 産業生活常任委員会 <u>9 人</u> アからエまで（略）</p> <p>(4) 都市・環境常任委員会 8 人 アからウまで（略）</p> <p>(5)及び(6)（略）</p> <p>2 （略）</p>	<p>（常任委員会の名称、委員定数及びその所管）</p> <p>第 2 条 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。ただし、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 96 条第 1 項第 5 号の規定に基づく契約に関する事項の所管は、当該契約に係る予算を所掌する部課等を所管する常任委員会とする。</p> <p>(1) 総務常任委員会 <u>9 人</u> アからコまで（略）</p> <p>(2) 教育民生常任委員会 9 人 アからウまで（略）</p> <p>(3) 産業生活常任委員会 <u>8 人</u> アからエまで（略）</p> <p>(4) 都市・環境常任委員会 8 人 アからウまで（略）</p> <p>(5)及び(6)（略）</p> <p>2 （略）</p>

附 則

この条例は、平成 27 年 5 月 18 日から施行する。

(議会事務局議事課)